

## 函館市街路灯電灯料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における夜間の交通安全、犯罪の防止および美観の保持を図るため、民間の団体または個人（以下「団体等」という。）が管理する街路灯の電気料金（以下「電灯料」という。）に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、街路灯とは、道路を明るくするために設置された公衆街路灯をいう。

(補助対象の街路灯)

第3条 補助の対象となる街路灯は、団体等が管理する街路灯で、市道上の次の各号に掲げる場所以外の場所に設置されたものおよび市長が特に補助の対象として必要と認めるものとする。

- (1) 交差点からおおむね10メートル以内の場所
- (2) 横断歩道からおおむね10メートル以内の場所
- (3) 見通しの悪い屈曲部の中心部からおおむね10メートル以内の場所
- (4) 公共施設またはこれに類する施設からおおむね50メートル以内の場所
- (5) その他特に市長が定める場所

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、街路灯1灯につき、年間の照明に係る電灯料の額の10分の8に相当する額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「補助事業者」という。）は、その管理する街路灯の電灯料に係る補助金の交付を申請するときは、前期分（3月分から8月分までの電灯料に係る補助金の分）および後期分（9月分から翌年の2月分までの電灯料に係る補助金の分）の2回に分けて、それぞれ市長が定める日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（別記第1号様式）

(2) 街路灯電灯料補助金積算内訳書（別記第2号様式）

(3) 街路灯の電灯料に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定および額の確定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定および額の確定を行い、補助金交付決定および額の確定通知書（別記第3号様式）により、適当でないとき認めるときは補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助事業者それぞれに通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定および額の確定後、補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときには、補助金の交付の決定および確定の全部または一部を取り消し、補助金交付決定取消し通知書（別記第5号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき

(2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱またはこれに基づく市長の措置に違反したとき

(3) 虚偽その他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたとき

(4) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（延滞金）

第10条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の

日までの日数に応じ，その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，当該納付した金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（他の補助金等の一時停止等）

第11条 市長は，補助事業者が補助金の返還を命ぜられ，当該補助金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において，当該補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは，当該交付すべき補助金の交付を一時停止し，または当該交付すべき補助金と返還を命ぜられた補助金または延滞金の未納付額とを相殺することができるものとする。

（帳簿および書類の備付け）

第12条 補助事業者は，当該事業に関する帳簿および書類を備え，これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿および書類については，補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 本要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は，平成5年5月1日から施行する。
- 2 函館市街路灯電灯料補助金交付要綱（昭和63年6月1日制定。）は廃止する。
- 3 この要綱に基づく補助金は，平成5年3月以後の月分として交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は，平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年3月以後の月分として交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年3月以後の月分として交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月17日から施行し、平成15年3月以後の月分として交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年3月以後の月分として交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年3月以後の月分として交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年3月以後の月分として交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年3月以後の月分として交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年3月以後の月分として交付する補助金について適用する。